

○ 財務省告示第九十号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年二月十三日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

合 計	利付国庫債 （変動・十年 五）							国債の名称
	第二十回	第十九回	第十五回	第十四回	第十一回	第九回	第八回	記号
円一千三百六億	三百五十億円	円三百七十五億	二百二十億円	三百二十億円	三十五億円	二億円	四億円	総額面金額の
	九十六円二銭	九十五円三十七銭	九十五円二銭	九十五円三十七銭	九十六円二十七銭	九十七円六十銭	九十八円五十五銭	額面金額百円当 たりの買入価格